

令和7年度 阿武町職員採用試験 受験案内

- (1)一般行政職(上級) (2)保健師職
(3)看護師職 (4)保育士職

阿武町役場 総務課行政係

阿武町職員の採用試験を下記のとおり実施します。

記

- 受付期間 令和7年8月12日(火)～9月16日(火)
- 試験日程
 - 第1次試験 【日時】令和7年9月28日(日)9:00～13:00(予定)
【会場】阿武町役場 会議室
 - 第2次試験 (第1次試験合格者のみ)
【日時】令和7年10月19日(日)9:00～12:00(予定)
【会場】阿武町役場 会議室
- 試験職種 (1)一般行政職(上級) (2)保健師職
(3)看護師職 (4)保育士職
- 採用予定人員 (1)1人程度 (2)1人 (3)1人 (4)1人

採用後、町内に居住できる方に限ります。 ただし、特別な事情のある方は除きます。

- 受験資格
 1. 昭和61年4月2日以降に生まれた人(39歳以下)で、四年制大学を卒業した人、または、令和8年3月卒業見込みの人。ただし、保健師及び看護師、保育士は有資格者、または、令和8年3月までに資格取得見込みの人。
 2. 上記1にかかわらず、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - (1) 日本国籍を有しない人
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人
 - (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- 試験内容
 - 【第1次試験】
 1. 教養試験
 - (1)一般行政職(上級)及び(2)保健師職 (3)看護師職
【教養試験】: 大学卒業程度 40題(120分)
※ 時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈
 - (4)保育士職【専門試験】: 30題(90分)
※ 社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健
※ 障害児保育については、いずれかの分野で出題することがあります

2. 性格特性検査 : 150題 (20分)
※公務員に求められる資質の性格特性を把握
3. 職場適応性検査 : 150題 (20分)
※職務における対人関係の適応性を把握
4. 作文試験 : 作文テーマは当日提示 (60分、1200字程度)

【第2次試験】(第1次試験合格者のみ)

1. 集団討論
2. 個人面接

●受験手続

1. 受験の申込み

- (1) 職種別の受験申込書及び受験票に必要事項を記入し、最終学校卒業証明書、最終学校成績証明書、現役保健師及び看護師、保育士は免許証の写し等を添えて、阿武町役場総務課に提出してください。
- (2) 受験申込書及び受験票は、阿武町役場総務課及び各支所、または阿武町のホームページ(8月12日以降掲載予定)からダウンロードしてください。その際に、受験申込書はA4判の白紙に、受験票はハガキの両面に、それぞれ黒色で印刷し、必要事項を記入の上、提出してください。(http://www.town.abu.lg.jp)。
- (3) 郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書し、必ず配達記録郵便等の確実な方法により「阿武町役場 総務課」宛てに送付してください。受領証は、受験票が到着するまで保管しておいてください。配達記録郵便等によらない郵便での不着には対応できません。

2. 受付

土・日・祝日を除き、8月12日(火)から9月16日(火)までの期間、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。(9月16日(火)午後5時15分まで阿武町役場総務課必着)

3. 受験票の交付

受付後に郵送します。受験票が届かないときは、阿武町役場総務課に照会してください。

※注意事項

受験票が交付されたら、写真を貼って試験当日に持参してください。持参されない場合は受験できません。

写真は、最近6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもので、縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものです。

●合格から採用まで

- (1) 採用予定者は12月上旬までに内定し、通知する予定です。
- (2) 採用は、原則として令和8年4月1日以降に行います。
- (3) 採用予定者は、公的医療機関における健康診断結果の提出をお願いします。(身体検査において就業が不可と判定された場合は、他の成績にかかわらず不合格となります。)
- (4) 採用後は、阿武町職員となりますが、採用の日から6カ月間は条件付採用期間とし、この期間を良好な成績で勤務した場合に、正規職員に任用されます。

●給与

給料は、各人の経歴によって異なりますが、大卒の初任給はおおむね220,000円です。(令和7年4月1日現在)。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当をそれぞれ支給要件に応じて支給します。

●問い合わせ

〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古2636番地 阿武町役場 総務課
TEL. 08388-2-3110 FAX. 08388-2-2090 E-mail. soumu01@town.abu.lg.jp